⑶　国際交流の促進

国際化に対応できる人材の育成は、我が国社会・経済が直面する課題等に鑑みると重要であり、勤労青少年福祉施策の観点からも、最長で１年間仕事をしながら異国での社会生活を体験できるワーキングホリデー、または海外留学を行う若者に、その前後の機会等を捉え、目的意識を明確化し、帰国後の再就職を含む職業生活設計に係る不安を除去する観点から、キャリア形成を支援する体制を整備する等の取組を推進する必要がある。

さらに、勤労青少年ホーム等における各種の国際交流事業についても、こうした観点から、プログラムの充実、活用の促進を図るために関係機関との連携、広報・周知を進め、広く若者の参加を促すことが期待される。

４　勤労青少年福祉行政推進のための基盤整備

⑴　支援のための地域ネットワークの構築等

若者の自立をめぐる社会環境・課題が複雑化する中で、勤労青少年福祉行政、とりわけ若者就業・自立支援施策をより的確・効果的に推進する上で、地方公共団体、労働行政機関、産業界・労働界はもとより、教育、医療、福祉等の分野の専門支援機関を含め、より幅広い地域の関係機関の連携体制を確保することが、その基盤として必要不可欠である。

平成22年度に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行され、自立に向け課題を抱える子ども・若者を対象に、社会生活を円滑に営む上で必要な幅広い専門的支援機能を担う、地域の幅広い機関等によるネットワーク（地域協議会）の整備や、これに参画する関係機関の責務等が、同法に位置付けられたところである。

勤労青少年福祉施策に関わり、多様な役割を果たすことが求められる各機関について、こうした「子ども・若者育成支援推進法」による新たな枠組みの有効活用も念頭に、幅広く積極的に参画するよう呼びかけ、これらの機関や、専門人材の間で、目標の共有化に止まらず、個々の支援事例レベルの情報共有化を目指した、「顔の見える」関係の構築、実効性あるネットワークの整備を図ることが期待される。

⑵　勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進

勤労青少年ホームの利用実績等は、平成16年度から平成21年度までの５年間で、延べ利用者数は約115万人減少し、平成21年度は279万人となっている。施設数も84箇所減少し、同年度末で395箇所（地方公共団体が類似施設として位置付けている施設を含めると約450箇所）となっており、勤労青少年数の減少、若者の余暇活動の変化等に伴い、長期的に見ても減少傾向にある。

また、利用者の年齢別の傾向を見ると、平成16年度と比べ、平成21年度では20歳台後半層が約45％の減、逆に30歳以上の者の利用が約40％の増となるなど、全体として利用者の年齢層が上がっていることがうかがえる。

平成20年度には、国の補助により設置された施設の財産処分手続きが簡素化され、これに伴い、勤労青少年ホームの用途の変更、取り壊し等の案件も増加しており、今後とも施設数の減少が見込まれる。

こうした中、設置・運営主体である地方公共団体と、関係者の連携・協力のもと、勤労青少年ホームに本来期待される余暇活動等の活性化に取り組み、地域の若者の交流・人材定着に寄与している事例や、勤労青少年のキャリア形成という観点から、専門的な相談、各種支援プログラムの充実に取り組むなど、勤労青少年ホームの役割を拡大し、活性化を図っている事例も見られる。

これらの事例も踏まえ、勤労青少年ホーム等の設置・運営主体である地方公共団体を始め、関係者の創意工夫の下、クラブ活動や各種講座等の余暇活動に加え、ボランティア活動や伝統行事への参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促すなど、勤労青少年の福祉向上の基盤として確立されることが望まれる。

さらに、勤労青少年のキャリア形成支援の充実に向け、キャリア・コンサルティング等の相談機能を強化するほか、ニート等の若者も対象に含め、職業的自立の実現に向け、グループワーク方式を取り入れた各種支援プログラムを展開する事業を施設内外で展開するなど、活性化を図ることも重要である。

地方公共団体は、こうした観点を中心に、自らの目標設定、創意工夫により、地域の実情に即した、勤労青少年ホーム等の役割を明確化し、これに応じて具体的な機能の充実を図るとともに、関係者の参画により基盤を整備していく立場にある。

このため、地域の若者を取り巻く現状・課題を分析の上、勤労青少年ホーム等の資源の特性を踏まえ、利用者である勤労青少年自身の提案も積極的に取り入れ、キャリア形成支援の観点も含めた勤労青少年ホーム等の具体的な活性化方策を確立する必要がある。

また、各勤労青少年ホーム等が、こうした自らの具体的支援機能はもとより、地域の社会的活動から仕事に関することまで、勤労青少年を始めとする若者のキャリア形成や社会参加に関する様々な情報を幅広く分かりやすく提供する、いわば情報発信基地としての役割を備えるなど、若者の総合的な支援の拠点として発展していくことが期待される。

なお、その際、各勤労青少年ホーム等の特徴・役割を反映した愛称等を、住民、利用者からの公募等により定め、広報に活用することも一考の価値がある。

⑶　勤労青少年支援に関わる人材育成等の体制の整備

以上に示した勤労青少年福祉施策の基本方針に鑑み、勤労青少年福祉の担い手として、勤労青少年ホームを含む地方公共団体、若者自立支援機関を始めとする関係機関の支援人材（勤労青少年ホーム指導員等）、企業における推進者（勤労青少年福祉推進者等）に求められる専門性として、教育、福祉、余暇・社会活動、メンタルヘルス等の観点に加え、キャリア形成支援の観点からの知識、技能等の専門性が一層重視されるものと言える。

こうした観点から、これらの支援人材の能力開発の促進に向けた環境整備、具体的には、地方公共団体等が主体となった研修、経験交流、ＯＪＴ等の機会の整備について、前述のネットワークに参画する関係機関の連携の下、積極的に取り組むことが期待される。

また、これらの取組に関わる制度・資源や好事例について、関係者の間で共有化すること、幅広く広報・発信を行い、意識喚起、気運の醸成を図ることも重要である。

５　勤労青少年福祉対策基本方針を活かした啓発活動等、地域における取組の積極的推進

厳しさを増す雇用情勢、就業構造の変化や就業形態の多様化など、若者を取り巻く厳しい状況において、若者が自律的に職業生活設計を行い、仕事に対する意識改革に取り組み、充実した職業生活を送ることができるよう、関係者の意識啓発等を通じ、社会環境を整備していくことが重要である。

こうしたことから、地方公共団体や、勤労青少年福祉に関わる支援機関等が中心となって、勤労青少年やその家族、勤労青少年を受け入れる事業主などを始めとする関係者を対象に、「勤労青少年の日（７月第３土曜日）」やその前後の時期を捉え、本方針の趣旨を活かし、各地域の実情に応じた創意工夫により、スポーツ大会、レクリエーション大会、講演会、取組事例発表会等の、勤労青少年が抱える課題等を共有化できる諸事業・活動を活用し、若者の就業機会の拡大、働くことの意義等に関わる啓発を積極的に展開することが期待される。

勤労青少年福祉法に基づき、都道府県知事は、本方針を参酌して、都道府県勤労青少年福祉事業計画を策定するように努めなければならないとされており、また、市町村も本方針や当該計画を踏まえ、国、都道府県と同様、勤労青少年の福祉増進に努める立場にあるなど、本方針は、地域における勤労青少年福祉に関する様々な取組の道標、また、若者自身やその自立に関わる方々へのメッセージとしての性格を備えるものである。

本方針に示された、今日の社会的要請を踏まえた勤労青少年福祉の概念や重点的に取り組むべき基本的施策を踏まえ、各地方公共団体を中心に、関係行政機関、労使団体等と連携を図りつつ、目標や事業方針を共有化の上、ＰＤＣＡサイクルによる定性・定量両面からの施策の成果評価、さらには仕組みや運用の見直し提案等の役割も併せ担うことが期待されるものであり、ここからより多くの好事例が生まれ、勤労青少年福祉推進の一層の気運の醸成が図られることが期待される。